

許認可等の内容	公益事業者に対する共同溝の占用の許可		
根拠法令及び条項	共同溝の整備等に関する特別措置法第 12 条第 1 項		
担 当 課	道路課	処分権者	
標準処理期間		設定日	
<b>審査基準及び標準処理期間を設定しない理由</b> 申請の実績がまれであり、審査基準及び標準処理期間を設定することが困難であるので、個々の申請ごとに判断する。			

許認可等の内容	入溝者の権利及び義務の譲渡に対する認可		
根拠法令及び条項	共同溝の整備等に関する特別措置法第 17 条		
担 当 課	道路課	処分権者	
標準処理期間		設定日	
<b>審査基準及び標準処理期間を設定しない理由</b> 申請の実績がまれであり、審査基準及び標準処理期間を設定することが困難であるので、個々の申請ごとに判断する。			

### 都市5-3

許認可等の内容	特殊車両の通行認定		
根拠法令及び条項	車両制限令第12条		
担当課	道路課	処分権者	市長
標準処理期間	10日	設定日	平成6年10月1日
<b>審査基準</b>			
<p>1 申請に係る車両の構造又はその車両に積載する貨物が特殊であること及びその通行が、やむを得ないと認められるものであるかどうかを審査する。</p> <p>2 申請に係る車両の運転経路、運転時間、運転速度等が適切であるかどうかを、道路の構造及び道路交通に与える影響を考慮のうえ審査する。</p> <p>3 申請に係る車両の通行経路に係る道路について、長期間にわたり通行の禁止又は制限が実施されているかどうかを審査する。</p>			

### 都市5-4

許認可等の内容	道路に関する工事又は道路の維持の承認		
根拠法令及び条項	道路法第24条		
担当課	道路課	処分権者	市長
標準処理期間	10日	設定日	平成6年10月1日
<b>審査基準</b>			
<p>当該工事又は維持（以下「当該工事等」という。）を行う必要性、設計及び実施計画の合理性、道路管理上の支障の有無、交通安全上の支障の有無等を総合的に審査し、決定する。具体的には、次のとおりである。</p> <p>1 当該工事等の設計及び実施計画の技術的な直については、道路構造令（昭和45年政令第320号）及び鳥取県土木部道路課発刊の「道路工事関係技術便覧」の基準に適合し、また市道管理上支障がないこと。</p> <p>2 当該工事等により、既存の市道占用物件に影響を及ぼさないこと。影響を及ぼす場合は、当該物件の管理者と協議が成立していること。</p> <p>3 他の市道工事又は市道占用工事等と工事内容や工事時期の調整が必要な場合は、その工事の施工者と協議が成立していること。</p> <p>4 市道管理者として、当該工事等の設計及び実施計画を所轄の警察署長と協議するが、交通安全上支障のない旨の回答が得られること。</p> <p>5 当該工事等に関連し、他の法令の許可又は第三者の承諾等が必要とされる場合は、その許可等を得ていること。又は、その許可等を得ることが確実であること。</p>			

許認可等の内容	市道の占用の許可		
根拠法令及び条項	道路法第32条第1項		
担当課	道路課	処分権者	市長
標準処理期間	10日（国土交通省への協議が必要な占用物件である場合を除く。）	設定日	平成6年10月1日
<b>審査基準</b>			
<p>法第33条に規定する「第32条第1項各号のいずれかに該当するものであって敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合」という許可基準に該当するかどうかについて、占用目的、占用形態、占用工事方法、道路管理上の支障の有無、交通安全上の支障の有無等を総合的に審査し、決定する。具体的には、次の事項等を判断して行う。</p>			
1 法第32条第1項各号関係			
(1) 第1号（電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物）関係			
ア 有線音楽放送施設については、「有線音楽放送施設の道路占用の取扱いについて（昭和47年9月20日建設省道政発第63号の4道路局長通達）」により、有線放送線を電柱添架する場合で道路管理上支障がないものについては、電柱所有者との協議が成立すること。			
イ 有線テレビジョン放送施設については、「有線テレビジョン放送施設の道路占用の取扱いについて（平成8年6月28日建設省道政発第60号道路局長通達）」の許可基準に適合すること。			
ウ 電気通信設備等については、「電気通信設備等の共同収容に係る道路占用の取扱いについて（平成9年3月14日建設省道政発第35号道路局路政課長通達）」の許可基準に適合すること。			
エ 公衆電話ボックス内に設置されるテレホンカード自動販売機については、「公衆電話ボックス内に設置されるテレホンカード自動販売機の道路占用について（昭和62年12月22日建設省道政発第79号道路局路政課長通達）」の占用許可条件に適合すること。			
オ バス停留所の上屋については、「バス停留所の上屋の道路占用の取扱いについて（昭和52年12月27日建設省道政発第72号道路局長通達）」の基本方針による各基準に適合すること。			
(2) 第2号（水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件）関係			
ア 高圧のガスの供給施設については、「高圧のガスの供給施設の道路占用について（平成16年10月1日国道利第19号道路局長通達）」の処理方針によること。			
イ 石油送圧施設については、「高架道路の路面下の占用許可及び石油送圧施設の占用許可に係る事前協議について（昭和58年2月5日建設省道政発第12号道路局長通達）」の処理方針により、同通達に掲げる事項が明らかであり国土交通省道路局との協議が成立すること。			
(3) 第4号（歩廊、雪よけその他これらに類する施設）関係			
アーケードについては、「アーケードの取扱いについて（昭和30年2月1日国消発第72号・建設省発第5号・警察庁発第2号国家消防本部長、建設事務次官、警察庁次長通達）」の設置基準に適合すること。			
(4) 第5号（地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設）関係			
ア 地下街・地下室・地下通路については、「地下街に関する基本方針について（昭和49年6月28日建設省都計発第60号・建設省道政発第53号・建設省住指発第554号都市局長、道路局長、住宅局長通達）」の基本方針の各基準に適合すること。			
イ 上空通路については、「道路の上空に設ける通路の取扱い等について（昭和32年7月15日建設省発第37号・国消発第860号・警察庁乙備発第14号建設事務次官、国家消防本部長、警察庁次長通達）」の許可基準に適合し、関係機関からなる連絡協議会において意見の一致があること。			
ウ 建築物の屋上部を連結する通路については、「建築物の屋上部を連結する通路の取扱いについて（昭和46年10月11日建設省道政発第107号道路局路政課長通知）」の許可基準に適合し、関			

係機関からなる連絡協議会において意見の一致があり国土交通省道路局との協議が成立すること。

(5) 第6号（露店、商品置場その他これらに類する施設）関係

「道路法第32条第1項第6号に掲げる施設の許可基準（平成2年9月17日制定）」による。

(6) 第7号（前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの）関係

ア 路上広告物については、「路上広告物の規制について（昭和39年3月31日建設省道発第113号道路局長通達）」による処理方針により、鳥取市屋外広告物条例が適用される物件については同条例の許可を得ること。

イ 駐車場の案内標については、「駐車場の案内標の道路占用について（昭和40年2月19日建設省道発第64号の1道路局長通達）」による設置要領に適合すること。

ウ 照明式バス停留所標識（広告付）については、「照明式バス停留所標識（広告付）の道路占用について（昭和49年2月1日建設省道政発第5号道路局長通達）」の基本方針による各基準に適合すること。

エ 特定仮設店舗等については、「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について（昭和32年7月9日道発第190号道路局長通達）」の許可基準に適合すること。

2 「敷地外に余地がないためにやむを得ないもの」関係

諸般の事情を考慮して他に用地を確保することが客観的にみて著しく困難な場合であり、例えば申請者である会社の経理内容等、申請者の個人的事情まで考慮するものではない。

3 法施行令で定める基準関係

(1) 法施行令第9条関係

「その他の占用物件については3年以内としなければならない」と規定されているが、一時的な占用については、合理的理由に基づく必要最小限の期間とする。

(2) 法施行令第10条～第13条関係

「技術上やむを得ない場合」又は「公益上やむを得ない場合」等の例外規定によるときは、合理的理由があること。

(3) 法施行令第15条の2関係

「保安上支障がない場合」の例外規定によるときは、合理的理由があること。

(4) 法施行令第17条関係

市道の復旧方法については、この条項のほか、「地下埋設工事等指導要綱（昭和55年2月28日制定）」による。

4 その他の事項

(1) 市道占用に係る工事が道路交通法第77条第1項の適用を受ける場合、所轄の警察署と協議するが、交通安全上支障がない旨の回答が得られること。

(2) 占用工事に関連し、他の法令の許可又は第三者の承諾等が必要とされる場合は、その許可等を得ていること。又は、その許可等を得ることが確実であること。

(3) 高架道路の路面下の占用許可については、「高架道路の路面下の占用許可及び石油送圧施設の占用許可に係る事前審査について（昭和58年2月5日建設省道発第12号道路局長通達）」の占用許可基準に適合し、国土交通省道路局との協議が成立すること。

許認可等の内容	市道の占用の変更の許可		
根拠法令及び条項	道路法第 32 条第 3 項		
担 当 課	道路課	処分権者	市長
標準処理期間	10 日	設定日	平成 6 年 10 月 1 日
<b>審査基準</b>			
<p>1 「市道の占用の許可」の審査基準を準用する。</p> <p>2 その変更が既に許可された占用内容と同一性を失わない範囲内であるかどうかを審査する。</p> <p>3 新たな占用と認める場合は、当初の占用を廃止し、改めて第 32 条第 1 項の許可を与えるものとする。</p>			

許認可等の内容	特殊車両の通行許可		
根拠法令及び条項	道路法第 47 条の 2 第 1 項		
担 当 課	道路課	処分権者	市長
標準処理期間	10 日	設定日	平成 6 年 10 月 1 日
<b>審査基準</b>			
<p>1 申請に係る車両の構造又はその車両に積載する貨物が特殊であること及びその通行が、やむを得ないと認められるものであるかどうかを審査する。</p> <p>2 申請に係る車両については、特殊車両通行許可限度算定要領（以下「算定要領」という。）及び道路情報便覧を使用して審査する。ただし、電算処理の場合においては、その処理の結果に基づいて審査する。</p> <p>3 申請に係る車両の諸元が算定要領により算定できる範囲を超えるかどうか、又はその通行経路に係る道路が道路情報便覧に収録されていないものについては、道路交通に与える影響等を考慮のうえ、通行経路に係る道路について個々に道路に与える影響を照査、計算、試験等の方法に基づいて審査する。</p> <p>4 申請に係る車両の通行期間等が適切であるかどうかを、道路の構造及び道路交通に与える影響を考慮のうえ審査する。</p> <p>5 申請に係る車両の通行経路に係る道路について、長期間にわたり通行の禁止又は制限が実施されているかどうかを審査する。</p>			

都市 5 - 8

許認可等の内容	自動車専用道路との連結・交差の許可		
根拠法令及び条項	道路法第 48 条の 5 第 1 項		
担 当 課	道路課	処分権者	
標準処理期間		設定日	
<p><b>審査基準及び標準処理期間を設定しない理由</b></p> <p>本市には現在、市道である「自動車専用道路」がなく、当面建設する予定もない。 したがって、本件許可の申請は、現時点ではあり得ないので、審査基準は設定しない。</p>			

都市 5 - 9

許認可等の内容	区域決定後、権原取得前の形質変更等の許可		
根拠法令及び条項	道路法第 91 条第 1 項		
担 当 課	道路課	処分権者	市長
標準処理期間	10 日	設定日	平成 6 年 10 月 1 日
<p><b>審査基準</b></p> <p>1 社会通念上日常生活に必要な不可欠な行為で、補償費用の額が著しく増加しないかどうかを審査し、決定する。</p> <p>2 具体的な例示は困難であり、個々の申請について個別に判断する。</p>			

許認可等の内容	市道予定区域における占用許可・占用の変更等		
根拠法令及び条項	道路法第91条第2項		
担当課	道路課	処分権者	市長
標準処理期間	10日（国土交通省への協議が必要な占用物件である場合を除く。）	設定日	平成6年10月1日
審査基準	「市道の占用の許可」の審査基準を準用する。		